


帰ってこれ！就職応援成事業費補助金交付申請にかかる 参加確認票

記載例 1 合同企業説明会等への参加

学生記入欄	学生氏名	立山 花子	
	訪問日	令和 X 年 X 月 X 日 <small>※複数日程ある場合は、すべて記載ください。</small>	
	訪問目的	<input checked="" type="checkbox"/> 富山県又は富山労働局が県内で 主催する合同企業説明会等 <input type="checkbox"/> 県内でのインターンシップ <input type="checkbox"/> 県内での就職活動（説明会、面接等）	<p>企業記入欄に参加証明書を貼付ください。 ※参加証明書は合説等の会場で発行します。</p> <p>訪問先企業の担当者に 企業記入欄の記載をお願い してください。 ※証明者欄は、企業担当者に必要事項を記入 いただくか、名刺の写しを貼付ください。</p>

企業記入欄

(帰ってこれ！Uターン就職応援成制度)



参加証明書

令和 X 年 X 月 X 日に開催した富山県主催の「●●●●●」に参加したことを証明します。


令和 X 年 X 月 X 日

富山県商工労働部労働政策課長

富山県は **あなたの企業訪問を支援** します！

富山県への U ターン就職活動にかかる
交通費 を最大 **2 万円** 支給（1 万円/回）

申込は簡単
②STEP
県HPから



【お問合せ】 ☎076-444-4608 ✉arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

富山県

1. 参加確認票「企業記入欄」へのご記入

- 本書は、交通費補助を申請する学生が、貴社を訪問したことを県で確認する資料として使用します。学生が本書を持参した場合、ご記入にご協力いただきますようお願いいたします。
- なお、上記の内容を証明する別様式（就職試験受験証明書など）がありましたら、そちらでも差し支えありません。
- 事実確認のため、ご担当者様に連絡をさせていただく場合があります。

2. 「就活ラインとやま」へのご登録

- 本制度は、企業が「就活ラインとやま」にご登録されていない場合、県から学生に補助金を交付することができません。未登録企業のご担当者にご登録をお願いします。企業のご登録が確認でき次第、学生への交付手続きを開始します。

【簡単登録2ステップ！】

STEP 1. 「就活ラインとやま」トップページの新規登録をクリック

STEP 2. ①法人番号②企業情報（企業名、住所等）を入力して登録完了！

登録はこちらから！


☞各企業のPRページは自由に掲載できます！

【問合せ先】 商工労働部 労働政策課 雇用推進班 TEL076-444-4608



帰ってこれ！就職応援助成事業費補助金交付申請にかかる
参加確認票

記載例 2 インターンシップまたは就職活動等（説明会、適性・筆記・面接試験等）への参加

学生記入欄	学生氏名	富山 太郎	
	訪問日	令和 X 年 X 月 X 日 <small>※複数日程ある場合は、すべて記載ください。</small>	
	訪問目的	<input type="checkbox"/> 富山県又は富山労働局が県内で主催する合同企業説明会等 <input checked="" type="checkbox"/> 県内でのインターンシップ <input type="checkbox"/> 県内での就職活動（説明会、面接等）	<p>企業記入欄に参加証明書を貼付ください。 ※参加証明書は合説等の会場で発行します。</p> <p>訪問先企業の担当者に企業記入欄の記載をお願いしてください。 ※証明者欄は、企業担当者に必要事項を記入いただくか、名刺の写しを貼付ください。</p>
企業記入欄	上記の者が当社を訪問したことを確認しました。 当社は、上記訪問にかかる交通費について、 <input checked="" type="checkbox"/> 支給していません。 <input type="checkbox"/> 支給しています。（ 円） （いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> してください。）		
	証明者 <small>必要事項をご記入、または名刺を学生にお渡ください。</small>	企業 住 電話番号 部署 担当者	

富山県から訪問先の県内企業にご担当者様へのおお願い

1. 参加確認票「企業記入欄」へのご記入

- 本書は、交通費補助を申請する学生が、貴社を訪問したことを県で確認する資料として使用します。学生が本書を持参した場合、ご記入にご協力いただきますようお願いいたします。
- なお、上記の内容を証明する別様式（就職試験受験証明書など）がありましたら、そちらでも差し支えありません。
- 事実確認のため、ご担当者様に連絡をさせていただく場合があります。

2. 「就活ラインとやま」へのご登録

- 本制度は、企業が「就活ラインとやま」にご登録されていない場合、県から学生に補助金を交付することができません。未登録企業のご担当者へご登録をお願いします。企業のご登録が確認でき次第、学生への交付手続きを開始します。

【簡単登録2ステップ！】

STEP 1. 「就活ラインとやま」トップページの新規登録をクリック

STEP 2. ①法人番号②企業情報（企業名、住所等）を入力して登録完了！

登録はこちらから！



各企業のPRページは自由に掲載できます！

【問合せ先】 商工労働部 労働政策課 雇用推進班 TEL076-444-4608

